

平成 2 1 年度主要な政策に係る評価書要旨

評価実施時期：平成 2 1 年 7 月

担当部局課室名：消防庁総務課 他 1 4 課室

<p>施策名</p>	<p>消防防災体制の充実強化</p>	<p>政策体系上の位置付け 国民生活と安心・安全 政策 2 0</p>
<p>施策の概要</p>	<p>国民の生命、身体及び財産を災害から守るため、消防防災・危機管理体制の強化を図るとともに、消防防災・危機管理に対する国民の認識と理解を向上させるための総合的な政策を実施する。</p>	
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】 （総合的評価） 本政策について、指標の達成状況をみると、「緊急消防援助隊の隊数」や「特定違反対象物数の改善」など平成 20 年度に目標年度を迎えた指標のうち過半数の指標において目標を達成し、また「救急救命士の配置された救急隊の割合」や「救急自動車に占める高規格救急自動車の割合」など目標年度に向けて着実に進捗している指標がほとんどであることがわかり、政策の基本目標に向け着実に取組の効果が現れていることが認められる。</p> <p>評価内容の充実という視点では、「消防団員数」の指標に加え、新たに「女性消防団員数」、「女性消防団員を採用している消防団の割合」及び「消防団協力事業所表示制度導入市町村数」を指標として掲げたことにより、進捗状況の詳細な分析を行えるようにしたところである。</p> <p>（必要性） 我が国においては全国どこでも大規模地震が発生する可能性があるとともに、実際に地震や風水害等の自然災害が頻発している。また、国際情勢・社会経済情勢の変化により、テロや危険物事故、大規模な人為的事故の危険性が高まっている。</p> <p>こうした災害等に揺るがない社会の構築のためには、行政と国民が一体となった、消防防災・危機管理体制を強化することが必要である。</p> <p>（有効性） ・大規模災害等が発生した場合に全国規模での消防応援を行う緊急消防援助隊は、平成 21 年 4 月 1 日現在で 4,165 隊と平成 20 年度末の登録部隊数の目標、4,000 隊を達成したことから、施策の有効性が認められる。 ・地域防災力の中核的存在である消防団の団員数は平成 20 年 4 月現在で 888,900 人と前年同期の 3,993 人の減少となっているが、その減少幅は年々小さくなっている。また、女性消防団員は 16,699 人と前年同期から 1,197 人増加しており、これらのことから消防団の確保対策に有効性が認められる。 ・住宅火災による死者数は平成 15 年以降連続して 1,000 人を超えるなど高水準が続いている。こうした状況を踏まえ、平成 16 年 6 月に、住宅用火災警報器等の設置を義務付ける消防法改正（新築住宅については、平成 18 年 6 月 1 日から、既存住宅については、平成 23 年までの各市町村条例で定める日から適用。）を行いシンポジウムの開催や各種関係機関・報道機関に情報提供するなどの取組を行った結果、住宅火災による死者数は平成 18 年の 1,187 人から平成 19 年の 1,148 人、平成 20 年 1,123 人（概数値）と着実に減少しており、施策の有効性が認められる。 ・平成 19 年中の救急自動車による収容所要時間（救急事故の覚知から医療機関等に収容するまでに要した時間）は 33.4 分（対前年 1.4 分増）と遅延傾向にある。これは、救急搬送先医療機関が速やかに決まらないこと等が要因と考えられることから、都道府県が傷病者の搬送及び受入れに関する実施基準を策定し公表するとともに、都道府県に当該実施基準に関する協議等を行うために消防機関と医療機関等を構成員とする協議会を設置すること等を義務付けた消防法改正を行うなど、救急搬送に係る有効な施策を打ち出したところである。</p> <p>（効率性） 大規模災害や国民保護事案が発生した際の効率的な国民への情報伝達のため、市町村防災行政無線（同報系）や全国瞬時警報システム（J-A L E R T）の整備を着実に推進している。また、消防救急無線のデジタル化により、音声のみならず文字情報等のデータ伝送も可能となり、消防指令業務・消防救急業務の効率化が図られることから、その整備促進を推進している。</p>	

（反映の方向性）

・平成 20 年度においても岩手・宮城内陸地震等の大規模地震が発生し、多大な被害が発生した。こうした大規模な災害に対応するため、今後とも緊急消防援助隊の部隊・資機材の増強を進めるとともに、様々な災害を想定した訓練の実施、関係機関との連携を積極的に推進することが課題である。また、防災拠点となる公共施設等の耐震化など災害に負けない施設等の整備も課題となっている。

・消防団の充実強化や消防の広域化の推進、消防救急無線のデジタル化推進など国内の消防防災体制の一層の充実を図ることはもちろん、北朝鮮のミサイル発射事案や核実験、中国四川省での大地震など国際情勢に対応し、国民保護体制の強化や海外への支援体制の強化も重要な課題となっている。

・年間 1 千人を超える住宅火災による死者を半減させるため、住宅用火災警報器の普及などによる住宅防火対策の一層の推進が課題となっている。また、近年発生した小規模な認知症高齢者グループホーム及びカラオケボックス店等における火災を踏まえ、火災の検証や研究を行うとともにその対応策を検討するなど建築物における防火安全対策が重要な課題となっている。

・身近な安心・安全を確保するためには、消防団や自主防災組織、婦人（女性）防火クラブ等の地域に密着した団体の活動支援、連携強化とともに、民間企業とも協働し、住民と行政が一体となった地域防災力を向上させることが課題である。また、近年の救急需要の増大や救急搬送における選定困難事案に対処するため、救急体制の強化、救急車の適正利用についての普及啓発、消防機関と医療機関の連携が重要な課題となっている。

これらの課題に対し消防庁では、引き続き効果的な施策を検討するとともに、制度の立案、組織体制の整備、国民への普及啓発活動等を実施し、総合的な消防防災・危機管理に係る政策を推進していく。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

【緊急消防援助隊の隊数】

	18.4	19.4	20.4
隊数	3,397	3,751	3,960

（目標：概ね 4,000 隊（20 年度））

【消防団員数】

	18.4	19.4	20.4
団員数	900,007	892,893	888,900

（目標：消防団員数の増加（対前年度比））

【女性消防団員数】（人）

	18.4	19.4	20.4
団員数	14,665	15,502	16,699

（目標：18,000 人（21 年度））

【住宅火災による死者数（放火自殺者等を除く）（人）

	18 年	19 年	20 年（概数値）
人数	1,187	1,148	1,123

（目標：50%減（現状の約 1,200 人から、23 年度））

関係する 施政方針演説等 内閣の重要政策 (主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	第 171 回国会における麻生内閣総理大臣施政方針演説	平成 21 年 1 月 28 日	救急医療も、消防と医療の連携などにより、患者を確実に受け入れられるようにします。
	経済財政改革の基本方針 2008（閣議決定）	平成 20 年 6 月 27 日	大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪、火山噴火等への対策を推進する。その際、学校の耐震化等防災基盤の充実、災害時要援護者の避難支援等ハード・ソフトの連携を図る。消防等地域防災力の向上を図る。

政策20 消防防災体制の充実強化

基本目標

大規模地震・大規模災害に対する備えの強化や消防防災・危機管理体制の強化、火災予防対策や消防防災科学技術の向上、地域防災力の強化、救急救命の充実と高度化など、総合的な消防防災対策を積極的に展開することにより、自然災害や大事故・テロなどに揺るがない社会を構築し、国民の安心・安全を確保する。

国民の安心・安全の向上



(防災課、応急対策室、参事官、特殊災害室、消防大学校)

(消防・救急課、防災課、参事官、防災情報室、国民保護室、国民保護運用室)

(予防課、消防技術政策室、危険物保安室、特殊災害室、消防研究センター)

(防災課、参事官、救急企画室)